

募 集

広報モニター

市では、市民の皆さんを対象に「広報モニター」を募集します。広報モニターは、市広報紙その他の広報広聴活動の内容を充実させるために、幅広い視点からご意見等をいただき、今後の広報活動に役立てるものです。

▽応募資格 次の要件のいずれにも該当し、市政に積極的に協力する意思がある人

①市内に住所を有する20歳以上の人

②国家公務員、地方公務員又は市の各種行政委員でない人

▽募集定数 15人以内。なお、応募者の数が定数を超え、かつ、応募者の地域的偏りがある場合は、地域的配慮により決定し

た、県ホームページにも掲載しています。

▽問い合わせ・申込先 県庁企画管理部管理局管財課（〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1）

☎078-341-7711（代表）
内線2550、2551

ヒメハナ公園展示会

木はあったかい おもしろ木芸展

展示期間 2月14日(木)～3月2日(日)

出展者 北垣文男氏(和田山町)

日本人形展

展示期間 3月6日(木)～3月23日(日)

出展者 日本芸術人形協会朝来支部

■問い合わせ ヒメハナ公園事務所 ☎676-4587
休館=月曜日(月曜日が祝日の場合開館)

▽任期 2年間。ただし、今回委嘱する任期は平成22年3月までです。なお、広報モニターは、無償ボランティアとして活動していただきます。

▽仕事の内容

- ・地域の行事や話題の提供
- ・市が行う各種の広報広聴活動に対する評価と提言

▽応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、郵送か電子メール、持参のいずれかの方法で左記へ。用紙は本庁・各支所窓口で。なお、市ホームページからダウンロードできます。

▽募集期間 2月12日(火)～3月7日(金)

▽問い合わせ・提出先 役所秘書広報課
☎672-6111 市

第21回 国保のひろば

《平成20年度の国民健康保険税の算定方法等が変わります》

後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成20年度の国保税の算定方法や課税限度額が変わります。

国民健康保険税の算定方法

従来の国民健康保険税は、医療分と介護分（40歳から64歳の人）を併せて課税していましたが、平成20年度から新たに「後期高齢者支援金分」を合算して課税することになります。

【平成19年度】	【平成20年度】
医療分(加入者全員)	医療分(0～74歳)
介護分(40～64歳)	介護分(40～64歳)
	後期高齢者支援金分(0～74歳)

課税限度額

平成19年度の国民健康保険税の限度額は、医療分を56万円、介護分を9万円と設定していましたが、平成20年度から課税限度額を次のとおり見直す予定です。

【平成19年度】	【平成20年度】
医療分 56万円	医療分 47万円
介護分 9万円	介護分 9万円
	後期高齢者支援金分 12万円

後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税における配慮

後期高齢者医療制度の創設に伴う75歳以上の方の保険制度の移行により、国民健康保険税の急激な増加が想定される次のような場合は、一定期間の国民健康保険税について配慮される予定です。

- ①低所得者に対する軽減についての配慮…国民健康保険税の軽減を受けている世帯については、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行されたことにより国民健康保険加入者が減少しても、一定期間従前と同様の軽減措置を受けることができるよう所要の措置を講じます。
- ②世帯割で賦課される国民健康保険税の軽減…国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した人が生じたことにより単身世帯となる国民健康保険の世帯については、一定期間世帯割で賦課される保険税を軽減する措置を講じます。
- ③被扶養者であった人の国民健康保険税の軽減…後期高齢者医療制度の創設に伴い、制度創設時の後期高齢者又は制度創設後に75歳に到達する人が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、その人の被扶養者が国民健康保険に加入される場合、新たに国民健康保険税を負担することになるため、当該被扶養者であった人について、一定期間保険税を軽減する措置を講じます。

■問い合わせ

市役所税務課 ☎672-6119